

OPクレジット・JCB 会員規約・規定 新旧対照表

※赤字部分が改定または追加になった部分です。

改定前	改定後
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第1条 会員</p> <p>1.小田急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が運営するクレジットカード取引システム（以下「JCB クレジットカード取引システム」といいます。）に、当社および JCB（以下「両社」といいます。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、両社が発行する OP クレジット・JCB（以下「カード」といいます。）に、会員区分を指定して入会を申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を認めた方を本会員といいます。</p>	<p>第1条 会員</p> <p>1.小田急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が運営するクレジットカード取引システム（以下「JCB クレジットカード取引システム」といいます。）に、当社および JCB（以下「両社」といいます。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、両社が発行する OP クレジット・JCB（以下「カード」といいます。）に、会員区分を指定して入会を申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を認めた方を本会員といいます。</p>
<p>2. JCB クレジットカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、両社が発行するカードに、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を認めた方を家族会員といいます。</p>	<p>2. JCB クレジットカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、両社が発行するカードに、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を認めた方を家族会員といいます。</p>
<p>第10条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 会員および入会を申し込まれた方（以下あわせて「会員等」といいます。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」といいます。）を行わないことを確約するものとします。</p>	<p>第10条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 会員および入会を申し込まれた方（以下あわせて「会員等」といいます。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」といいます。）を行わないことを確約するものとします。</p>
<p>第2章 個人情報の取り扱い</p>	<p>第2章 個人情報の取り扱い</p>

<p>第12条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）</p> <p>1. -(1)</p> <p>①氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用目的・Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項</p>	<p>第12条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）</p> <p>1. -(1)</p> <p>①氏名・生年月日・性別・住所・電話番号（<u>ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる</u>）・勤務先・職業・カードの利用目的・<u>電子</u>メールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項</p>
<p>④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社またはJCBが収集したクレジットカード利用・支払い履歴</p>	<p>④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社またはJCBが収集したクレジットカードカード利用・支払い履歴</p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、電子メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」といいます。）</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」といいます。）</u></p>
<p>(2)</p> <p>③両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。なお、両社の事業の具体的内容については、両社ホームページにてご案内しております。</p> <p>当社ホームページ（URL）https://www.odakyu.jp/</p> <p>JCBホームページ（URL）http://www.jcb.co.jp/</p>	<p>(2)</p> <p>③両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。なお、両社の事業の具体的内容については、両社ホームページにてご案内しております。</p> <p>当社ホームページ（URL）https://www.odakyu.jp/</p> <p>JCBホームページ（URL）https://www.jcb.co.jp/</p>
<p>④両社の事業における宣伝物の送付等、次に記載する会社、店舗、施設等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。</p>	<p>④両社の事業における宣伝物の送付<u>または電話・電子メールその他の通信手段等の方法による</u>、次に記載する会社、店舗、施設等の営業案内、<u>および</u>貸付の契約に関する勧誘。</p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供</u></p>
<p>(4)当社、JCBおよびJCBが運営し当社が参加するJCBクレジットカード取引システムに参加する当社以外のJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、本条第1項第2号④（ウ）に定める店舗・施設となることを申し込んだ際の審査等の取引上の判断のために、本条第1項第1号①②③④の個人情報（第13条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除きます。）を共同利用すること。（JCBクレジットカード</p>	<p>(4)当社、JCBおよびJCBが運営し当社が参加するJCBクレジットカードカード取引システムに参加する当社以外のJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、本条第1項第2号④（ウ）に定める店舗・施設となることを申し込んだ際の審査等の取引上の判断のために、本条第1項第1号①②③④の個人情報（第13条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除きます。）を共同利用すること。（JCBクレジットカードカード</p>

<p>取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。 http://www.jcb.co.jp/r/riyou/ なお、本号に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>	<p>取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。 https://www.jcb.co.jp/r/riyou/ なお、本号に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>(7) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本条第1項第1号⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本条第1項第1号⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。</u></p>
<p>第14条（個人情報の開示、訂正、削除）</p> <p>1. 会員等は、当社、JCB、共同利用会社、加盟個人信用情報機関およびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社に対して、当該会社および加盟個人信用情報機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。</p>	<p>第14条（個人情報の開示、訂正、削除）</p> <p>1. 会員等は、当社、JCB、共同利用会社、加盟個人信用情報機関およびJCB クレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社に対して、当該会社および加盟個人信用情報機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。</p>
<p>(2)JCB、共同利用会社およびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社への開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ</p>	<p>(2)JCB、共同利用会社およびJCB クレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社への開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ</p>
<p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p>	<p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p>
<p>第19条（利用可能枠）</p> <p>6. 本会員が当社から複数枚のカード（OPクレジットハウスを含みます。）の貸与を受けた場合には、それら複数枚のカード全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額（以下、当該金額を「総合与信枠」と</p>	<p>第19条（利用可能枠）</p> <p>6. 本会員が当社から複数枚のカード（OPクレジットハウスを含みます。）の貸与を受けた場合には、それら複数枚のカード全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額（以下、当該金額を「総合与信枠」と</p>

<p>います。)となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはならないものとします。ただし、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードについて個別に定められた金額とします。</p>	<p>います。)となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはならないものとします。ただし、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードについて個別に定められた金額とします。</p>
<p>第20条 (利用可能な金額)</p> <p>3. 第1項、第2項にかかわらず、本会員が当社から複数枚のカード(OPクレジットハウスを含みます。)の貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、前項に定めるカード利用残高に本会員が保有するその他のカードおよび当該カードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。</p>	<p>第20条 (利用可能な金額)</p> <p>3. 本条第1項、第2項にかかわらず、本会員が当社から複数枚のカード(OPクレジットハウスを含みます。)の貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、本条第1項の利用残高は、前項に定めるカード利用残高に本会員が保有するその他のカードおよび当該カードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。</p>
<p>第22条 (ショッピングの利用)</p> <p>2. 会員は、加盟店の店頭(自動精算機の場合を含みます。)において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名をすること、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。</p>	<p>第22条 (ショッピングの利用)</p> <p>2. 会員は、加盟店の店頭(自動精算機の場合を含みます。)において、<u>JCB 所定の方法により、</u>カードを提示し、<u>または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、</u>加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名をすること、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、<u>または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、</u>ショッピング利用ができることがあります。</p>
<p>4. 当社または JCB が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残高(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上への署名等を省略することができます。</p>	<p>4. 当社または JCB が特に認めた海外の海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残高(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上への署名等を省略することができます。</p>
<p>7.</p> <p>(4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>7.</p> <p>(4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコード<u>または J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワード</u>の入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコード<u>または J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワード</u>を誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。</p>

<p>8. 当社は、約定支払額（第 35 条に定めるものをいいます。以下同じです。）が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社または JCB に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員の JCB カード（当社、JCB および JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社が発行する所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含みます。以下同じです。）の利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用をお断りすることがあります。</p>	<p>8. 当社は、約定支払額（第 35 条に定めるものをいいます。以下同じです。）が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社または JCB に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員の JCB カード（当社、JCB および JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社が発行する所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含みます。以下同じです。）の利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用をお断りすることがあります。</p>
<p>【新規追加】</p>	<p>10. <u>(3)現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式</u></p>
<p>第 25 条（ショッピング利用代金の支払区分）</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも電子マネーの入金・カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものには適用されません。</p>	<p>第 25 条（ショッピング利用代金の支払区分）</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに指定することができます。<u>会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。</u>ただし、いずれの場合でも電子マネーの入金・カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものについて、<u>以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</u></p>
<p>(1)本会員が申し出、以降のショッピング利用代金の支払いを、すべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は本規約末尾に記載のショッピングリボ払いの手数料率となります。</p>	<p>(1)本会員が申し出、以降のショッピング利用代金の支払いを、すべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、<u>本規約末尾に記載のショッピングリボ払い</u>の手数料率となります。</p>
<p>第 26 条（ショッピング利用代金の支払い）</p> <p>2. 本会員は、会員がボーナス 1 回払いを指定した場合、原則として以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス 1 回払いの取扱期間が異なります。</p>	<p>第 26 条（ショッピング利用代金の支払い）</p> <p>2. 本会員は、会員が<u>ショッピング利用において</u>ボーナス 1 回払いを指定した場合、原則として以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス 1 回払いの取扱期間が異なります。</p>
<p>第 31 条（キャッシング 1 回払い）</p> <p>6. 前項にかかわらず、本会員が JCB 所定の方法で申し込み、JCB が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額（以下本項において「対象元本」といいます。）について、第 20 条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い（第 33 条に定めるも</p>	<p>第 31 条（キャッシング 1 回払い）</p> <p>6. 前項にかかわらず、本会員が JCB 所定の方法で申し込み、JCB が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額（以下本項において「対象元本」といいます。）について、第 20 条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い（第 33 条に定めるも</p>

のをいいます。)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間、当社所定の手数料率を乗じた金額となり、第35条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第33条第5項に従い計算されます。

第4章 支払い方法その他

第35条 (約定支払日と口座振替)

2. 当社またはJCBが本会員に明細(第36条第1項に定めるものをいいます。)の発送手続きを行った後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、または会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当社またはJCBに支払うべき手数料または利息の金額と当社またはJCBが前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料または利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当社またはJCB所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき当社またはJCBに支払うべき金額を超えて当社またはJCBに対する支払いをした場合、当社またはJCBは翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当社またはJCBは本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社またはJCBが本会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

4. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当社が本会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社に係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点(会員が加盟店との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。

のをいいます。)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間、JCB所定の手数料率を乗じた金額となり、第35条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第33条第5項に従い計算されます。

第4章 支払い方法その他

第35条 (約定支払日と口座振替)

2. 当社またはJCBが本会員に明細(次条第1項に定めるものをいいます。)の發送通知手続きを行った後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、または会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当社またはJCBに支払うべき手数料または利息の金額と、当社またはJCBが前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料または利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当社またはJCB所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき当社またはJCBに支払うべき金額を超えて当社またはJCBに対する支払いをした場合、当社またはJCBは翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当社またはJCBは本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社またはJCBが本会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

4. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当社またはJCBが本会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社またはJCBに係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点(会員が加盟店との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。

<p>5. 会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第7項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。</p>	<p>5. 会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社またはJCBが本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第7項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社またはJCBが本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。</p>
<p>第36条（明細）</p> <p>1. 当社またはJCBは、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」といいます。）を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他両社所定の方法により通知します。ただし、約定支払額がない場合および年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。なお、第25条第2項第2号に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。また、本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。</p>	<p>第36条（明細）</p> <p>1. 当社またはJCBは、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い利用残高・ショッピング分割払い利用残高（ショッピングスキップ払い利用残高を含む。）およびキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」といいます。）を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他両社所定の方法により通知します。ただし、約定支払額がない場合および年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。なお、第25条第2項第2号に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を省略することがあります。</p>
<p>2. JCBは、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第17条第1項の書面」といいます。）を前項のご利用代金明細書とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。</p>	<p>2. JCBは、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第17条第1項の書面」といいます。）を前項のご利用代金明細書とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。</p>
<p>第37条（遅延損害金）</p>	<p>第37条（遅延損害金）</p>

<p>1. 本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社または JCB に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社または JCB に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第 21 条第 2 項を適用します。</p>	<p>1. 本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社または JCB に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社または JCB に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、<u>それぞれ</u>以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第 21 条第 2 項を適用します。</p>
<p>(3)ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払いの利用によるものは、法定利率（商事法定利率をいいます。以下同じ。）</p>	<p>(3)ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払いの利用によるものは、法定利率（商事法定利率をいいます。以下同じ。）</p>
<p>第 38 条（支払金等の充当順序）</p> <p>本会員の当社または JCB に対する債務の支払いが本規約およびその他の諸契約に基づき当社または JCB に対して負担する債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、両社所定の順序により当社または JCB が行うものとします。また、第 43 条に規定される JCB による代位弁済がなされたときの本会員の JCB に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、JCB 所定の順序により JCB が行います。ただし、上記のいずれの場合においても、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順序は割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。なお、ショッピング分割払いに係る支払金の債務への充当は、本会員の要望があるときは当該要望に従い、本会員の要望がないときはショッピング利用を先に行ったものから当社または JCB が行います。</p>	<p>第 38 条（支払金等の充当順序）</p> <p>本会員の当社または JCB に対する債務の支払<u>額</u>が本規約およびその他の諸契約に基づき当社または JCB に対して負担する債務の全額を<u>消滅させるの</u>に充たない場合には、<u>当該支払金額</u>の債務への充当は、両社所定の順序により当社または JCB が行うものとします。また、第 43 条に規定される JCB による代位弁済がなされたときの本会員の JCB に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、JCB 所定の順序により JCB が行います。ただし、上記のいずれの場合においても、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順序は割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。なお、ショッピング分割払いに係る支払金の債務への充当は、本会員の要望があるときは当該要望に従い、本会員の要望がないときはショッピング利用を先に行ったものから当社または JCB が行います。</p>
<p>第 39 条（期限の利益の喪失）</p> <p>3. 本会員は、第 1 項および前項にかかわらずショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング 2 回払いまたはボーナス 1 回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務について、第 27 条の弁済金または第 28 条の分割支払金の支払い、その他本会員の当社または JCB に対する債務の支払いを遅滞し、当社または JCB から 20 日</p>	<p>第 39 条（期限の利益の喪失）</p> <p>3. 本会員は、本条第 1 項および前項にかかわらずショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング 2 回払いまたはボーナス 1 回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務について、第 27 条の弁済金または第 28 条の分割支払金の支払い、その他本会員の当社または JCB に対する債務の支払いを遅滞し、当社または JCB から 20</p>

<p>以上の相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を失います。ただし、第1項第2号ないし第4号に該当する場合は、第1項の規定が優先するものとし、第2項第1号または第2号に該当する場合は、第2項の規定が優先するものとします。</p>	<p>日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を失います。喪失するものとします。ただし、本条第1項第2号ないし第4号に該当する場合は、第1項の規定が優先するものとし、本条第2項第1号または第2号に該当する場合は、第2項の規定が優先するものとします。</p>
<p>第40条（退会および会員資格の喪失等）</p> <p>1. 会員は、両社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄するものとし、本会員が両社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社または JCB に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。</p>	<p>第40条（退会および会員資格の喪失等）</p> <p>1. 会員は、両社所定の方法により退会を申し出することができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならぬものとし、本会員が両社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社または JCB に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。</p>
<p>3. 会員（(2)または(12)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(4)、(5)、(6)、(9)、(10)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含まれます。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)、(7)、(8)においては当然に、(4)においては相当期間を定めた当社または JCB からの通知、催告後に是正されない場合、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)においては当社または JCB が会員資格の喪失を通知したときに、会員資格を失います。また、本会員が会員資格を失った場合、当然に家族会員も会員資格を失います。なお、本会員は、本規約に基づき両社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>(2)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき</p> <p>(3)住所変更の届け出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社または JCB が会員の通知連絡について困難であると判断したとき</p> <p>(4)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき</p> <p>(5)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時</p> <p>(6)本会員の信用状態に重大な変化が生じたり、あるいは換金目的によるショッピング利</p>	<p>3. 会員（(2)または(12)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(4)、(5)、(6)、(9)、(10)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含まれます。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)、(7)、(8)においては当然に、(4)においては相当期間を定めた当社または JCB からの通知、催告後に是正されない場合、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)においては当社または JCB が会員資格の喪失を通知したときに、会員資格を失います喪失します。また、本会員が会員資格を失った場合、当然に家族会員も会員資格を失います喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき両社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>(2)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき</p> <p>(3)住所変更の届け出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社または JCB が会員の通知連絡について困難であると判断したとき</p> <p>(4)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき</p> <p>(5)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時</p>

<p>用等会員によるカードの使用状況が適当でないと当社または JCB が判断したとき</p> <p>(7)第 39 条に該当し、期限の利益を喪失したとき</p> <p>(8)第 43 条第 3 項に基づいて連帯保証が解消されたとき</p> <p>(9)会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき</p> <p>(10)会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき</p> <p>(11)その他当社または JCB が会員として不適格と合理的な理由に基づき判断したとき</p> <p>(12)会員が死亡したことを当社または JCB が知ったとき、もしくは会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社または JCB にあったとき</p>	<p>(6)本会員の信用状態に重大な変化が生じたり、あるいは換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの使用状況が適当でないと当社または JCB が判断したとき</p> <p>(7)前条に該当し、期限の利益を喪失したとき</p> <p>(8)第 43 条第 3 項に基づいて連帯保証が解消されたとき</p> <p>(9)会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき</p> <p>(10)会員が、自らまたは第三者を利用して<u>不当、暴力的な要求行為等を行った、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき</u></p> <p>(11)その他当社または JCB が会員として不適格と合理的な理由に基づき判断したとき</p> <p>(12)会員が死亡したことを当社または JCB が知ったとき、もしくは会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社または JCB にあったとき</p>
<p>7. 当社または JCB は、第 3 項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合または会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき判断した場合には、カードの利用をお断りすることができるものとします。</p>	<p>7. 当社または JCB は、本条第 3 項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき<u>認めるとき</u>には、カードの利用をお断りすることができるものとします。</p>
<p>第 41 条 (カードの紛失・盗難による責任の区分)</p> <p>2. 前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに最寄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して 60 日前以降発生した他人によるカード使用により生じた損害については、その負担を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、利用代金の支払いは免除されないものとします。</p>	<p>第 41 条 (カードの紛失・盗難による責任の区分)</p> <p>2. 前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに<u>最寄所轄</u>の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日<u>より起算しての</u>60 日前以降発生した他人によるカードの<u>使用</u>により生じた損害については、その負担を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、利用代金の支払いは免除されないものとします。</p>
<p>第 49 条 (会員規約およびその改定)</p> <p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を会員規約の送付その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p>第 49 条 (会員規約およびその改定)</p> <p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。<u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し (本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたくて、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、</u></p>

	<p><u>その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u>なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p><u>※本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</u></p>
<p><キャッシングサービスのご案内></p>	<p><キャッシングサービスのご案内></p>
<p>※CD・ATMでのキャッシング1回払い（国内）・キャッシングリボ払いの利用手数料（1回のご利用金額が1万円以下の場合は100円（税別）、1万円を超える場合は200円（税別））は会員負担となります。</p>	<p>※CD・ATMでのキャッシング1回払い（国内）・キャッシングリボ払いの利用手数料（1回のご利用金額が1万円以下の場合は<u>110円（税込）</u>、1万円を超える場合は<u>220円（税込）</u>）は会員負担となります。</p>
<p>取扱会社：株式会社ジェーシービー <登録番号：関東財務局長（12）第00183号> 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 0422-76-1700 <日本貸金業協会会員 第002442号></p>	<p>取扱会社：株式会社ジェーシービー <登録番号：関東財務局長（<u>13</u>）第00183号> 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 0422-76-1700 <日本貸金業協会会員 第002442号></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>スマリボ特約</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>（※本特約は、2020年4月以降、小田急電鉄株式会社および株式会社ジェーシービー（以下「両社」といいます。）が別途公表する日より（ただし、第9条は2019年10月1日より）有効となります。）</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>第1条（総則）</u></p> <p><u>1.本特約は、OPクレジット・JCB会員規約（以下「会員規約」という。）第25条（ショッピング利用代金の支払区分）第2項(1)号に基づき、会員がショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとする場合のサービス内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定義のない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。</u></p> <p><u>2.本特約と会員規約その他の付随規定（以下「会員規定等」という。）との間に内容の相違がある場合、本特約が優先して適用されます。本特約に定めのない事項については、会員規定等が適用されます。</u></p>

<p>【新規追加】</p>	<p><u>第2条 (定義)</u></p> <p><u>1.「スマリボ」(以下「本サービス」という。)とは、会員規約第25条第2項号(1)に基づき、原則として全てのショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとするサービスをいいます。</u></p> <p><u>2.「利用者」とは、本特約第3条に基づき、本サービスの利用登録が完了した会員をいいます。</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>第3条 (利用登録)</u></p> <p><u>1.本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認の上、両社所定の方法により、両社に本サービスの利用を申し込むものとします。両社は、会員の申し込みを承諾した場合に、当該会員の利用登録を行います。</u></p> <p><u>2.前項の利用登録の申し込みができる会員は、会員規約(個人用)の適用を受ける会員です。ただし、一部の会員は、前項の利用登録の申し込みを行うことができません。</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>第4条 (本サービスの内容)</u></p> <p><u>1.本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</u></p> <p><u>(1)利用者が会員規約第22条(ショッピングの利用)および第25条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの(JCBのホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。</u></p> <p><u>(2)本サービスの利用登録がなされている間、会員規約第20条(利用可能な金額)第1項ないし第3項に基づき会員がショッピング利用できる金額を算定するに当たり、適用される機能別利用可能枠は会員規約第19条(利用可能枠)第1項②に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。</u></p> <p><u>(3)(1)号および(2)号にかかわらず、利用者がショッピングリボ払い利用可能枠を超えてショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第26条(ショッピング利用代金の支払い)第1項(1)号に基づき、ショッピング1回払い</u></p>

	<p><u>としてお支払いいただくものとします。</u></p> <p><u>(4)ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第 27 条（ショッピングリボ払い）第 1 項に定めるとおりです。また、支払いコースは、本特約末尾（2020 年 4 月 1 日からは本特約末尾もしくは会員規約末尾）の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドゆとりコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。</u></p> <p><u>(5)利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別途両社が公表する条件を充たした場合には、両社が公表する内容の優遇サービスを受けることができます。</u></p> <p><u>2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対して、3 カ月前まで（ただし、重要な変更については 6 カ月前まで）に公表または通知します。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>第 5 条（本サービスの利用方法）</u></p> <p><u>利用者は、ショッピング利用をするに当たって、ショッピング 1 回払いをご指定ください。</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>第 6 条（利用登録の抹消）</u></p> <p><u>1.利用者は、両社が定める方法で本サービスの解除を申し出ることにより、利用登録を抹消することができます。</u></p> <p><u>2.両社は、(1)利用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、(2)利用者が会員規定等または本特約に違反したとき、(3)利用者のショッピングリボ払い利用可能枠が 0 円となったとき、(4)その他利用者のカード利用状況または信用状況等に照らして、本サービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該利用者の利用登録を抹消することができます。</u></p> <p><u>3.前 2 項に基づき利用登録が抹消された場合、会員は以後、利用者ではなくなり、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後利用したショッピング利用については、本特約は適用されず、会員規定等のみが適用されます。</u></p> <p><u>4.第 1 項または第 2 項に基づき利用登録が抹消された場合であっても、それまでのショッピング利用については、本特約第 4 条第 1 項(1)号ないし(4)号が適用されます。ただし、</u></p>

	<p><u>利用者が会員規約第 39 条（期限の利益の喪失）第 1 項または第 2 項に基づき期限の利益を喪失した場合には、この限りではありません。</u></p>
【新規追加】	<p><u>第 7 条（本サービスの終了）</u></p> <p><u>両社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、両社は本サービス終了の 6 カ月前までに利用者に通知します。本サービスが終了した場合、前条第 3 項および第 4 項が準用されます。</u></p>
【新規追加】	<p><u>第 8 条（本特約の改定）</u></p> <p><u>1.両社は、利用者の一般の利益に適合するとき、または、合理的なものであるときには本特約を変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、利用者に対し、あらかじめ公表または通知します。</u></p> <p><u>2.利用者は、前項の公表または通知ののち、本サービスを利用したことをもって当該変更</u> <u>更に同意したものとします。</u></p> <p><u>3.利用者は、本特約の変更</u> <u>に同意できない場合には、本サービスを解除できるものとします。</u></p>
【新規追加】	<p><u>第 9 条（「支払い名人」からの移行）</u></p> <p><u>1.「支払い名人」とは、両社が会員規約第 25 条第 2 項(1)号に基づき、別途公表する内容に基づき、本特約公表日現在において提供しているサービスです。</u></p> <p><u>2.両社は、2019 年 10 月 1 日以降の、両社が別途公表する日をもって「支払い名人」のサービスを終了し、会員規約第 25 条第 2 項柱書に基づき、その後のサービス利用を認めません。</u></p> <p><u>3.従来「支払い名人」のサービスを利用されていた会員のうち、会員規約第 25 条第 2 項(1)号に基づくサービスの提供を引き続き希望される方については、両社が承認した場合、前項に定める公表日をもって、本特約第 3 条に基づき利用登録がなされ、本サービスに移行されるものとします。</u></p> <p><u>4.前項の場合、本特約第 4 条第 1 項(4)号にかかわらず、ショッピングリボ払いの支払いコースは、本特約末尾（2020 年 4 月 1 日からは本特約末尾もしくは会員規約末尾）の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、前項に基づく移行時点で、当該会員に対して適用されている支払いコースまたは残高スライド標準コースとなり</u></p>

ます。いずれの支払いコースが適用されるかについては、利用者に個別に通知されるご案内に記載されます。また、利用者は、移行日以降会員専用 WEB サービス「MyJCB」またはカードご利用代金明細書にて、いずれの支払いコースが適用されるかを確認することが可能です。

※提携個人情報情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

【新規追加】

〔貸金業務にかかる指定紛争解決機関〕
 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15
 03-5739-3861

【新規追加】

<ショッピングリボ払いのご案内>
 1.毎月のお支払い元金

		締切日（毎月15日）のご利用残高			
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超
定額コース		ご指定の金額（5千円以上1千円単位）*			
残高スライドコース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
	標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算		
	短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算		

*ゴールド会員の場合は1万円以上1千円単位となります。
 ※指定する欄がない、またはご指定いただいていない場合次の〔A〕または〔B〕となります。〔A〕新規ご入会の場合は定額コース 1万円とさせていただきます。〔B〕新カードへお切り替えの場合は、お切り替え前の設定元金が引き継がれます。
 ※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

【新規追加】

2.手数料率
 実質年率 15.00%
 [初回のご請求：実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日]

	<u>[2回目以降のご請求：実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日]</u>
【新規追加】	3.お支払い例 <u>【定額コース1万円、実質年率15.00%の方が、6月30日に7万円をご利用の場合】</u> <u>(1)8月10日のお支払い</u> ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 747円(7万円×15.00%×26日÷365日) ③8月10日の弁済金 10,747円 (①+②) <u>(2)9月10日のお支払い</u> ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 764円(6万円×15.00%×31日÷365日) ③9月10日の弁済金 10,764円 (①+②)
【新規追加】	<u><ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いのご案内></u> 1.手数料率 <u>ショッピング分割払い 実質年率15.00%</u> <u>ショッピング2回払い、ボーナス1回払い 実質年率0%</u>
小田急ポイントカード特約	小田急ポイントカード特約
5. 本特約に定めのない事項および変更に関しては会員規約の規定に準ずるものとします。	5. 本特約に定めのない事項 <u>および変更に関しては</u> 会員規約の規定に準ずるものとします。 <u>また、本特約の改定は、会員規約の「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。</u>
《小田急グループ》 小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、箱根登山観光バス(株)、(株)江ノ電バス横浜、(株)江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、小田急シティバス(株)、(株)伊豆東海バス、(株)南伊豆東海バス、(株)西伊豆東海バス、(株)新東海バス、(株)東海バスオレンジシャトル、小田急箱根高速バス(株)、小田急交通(株)、箱根登山ハイヤー(株)、(株)神奈中タクシーホールディングス、相模中央交通(株)、神奈中ハイヤー(株)、(株)湘南相中、(株)海老名相中、(株)厚木相中、二宮神奈中ハイヤー(株)、神奈中ハイヤー横浜(株)、	《小田急グループ》 小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、箱根登山観光バス(株)、 (株)江ノ電バス横浜、(株)江ノ電バス藤沢(株)江ノ電バス 、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、小田急シティバス(株)、(株)伊豆東海バス、(株)南伊豆東海バス、(株)西伊豆東海バス、(株)新東海バス、(株)東海バスオレンジシャトル、小田急箱根高速バス(株)、小田急交通(株)、 私鉄協同無線センター(株) 、箱根登山ハイヤー(株)、 (株)神奈中タクシーホールディングス、相模中央交通(株)、神奈中ハイヤー(株)神奈中タクシー(株) 、(株)湘南相中、(株)海老名相中、(株)

伊勢原交通(株)、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、伊豆急東海タクシー(株)、小田急交通南多摩(株)、箱根観光船(株)、箱根ロープウェイ(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、(株)白鳩、(株)ジェネリックコーポレーション、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、箱根施設開発(株)、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急静岡、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄 UDS(株)、誉都思建築咨(北京)有限公司、誉都思酒店管理(北京)有限公司、韓国 UDS(株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア(カンボジア)、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、東海総合警備保障(株)、小田急デパートサービス(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急ランドフローラ、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

計 99 社 2019 年 1 月 15 日現在

厚木相中、~~二宮神奈中ハイキヤ(株)、神奈中ハイキヤ横浜(株)、伊勢原交通(株)、~~川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、伊豆急東海タクシー(株)、小田急交通南多摩(株)、箱根観光船(株)、箱根ロープウェイ(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、(株)白鳩、(株)ジェネリックコーポレーション、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、Odakyu Australia Pty Ltd.、箱根施設開発(株)、M.S.B.R Land Holding Pvt Ltd.、Odakyu Lanka Pvt Ltd.、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急静岡、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄 UDS(株)、誉都思建築咨(北京)有限公司、誉都思酒店管理(北京)有限公司、韓国 UDS(株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア(カンボジア)、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、東海総合警備保障(株)、小田急デパートサービス(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)フラッグスビジョン、~~(株)小田急ランドフローラ~~、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)小田急プラネット、(株)ヒューマニックホールディングス、(株)ヒューマニック、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

計 99 社 2019 年 ~~1 月 15 日~~ 11 月 30 日現在

小田急ポイントサービス特約

第 1 条 (特約の目的)

(1)当社は、会員に対し、OP クレジット・JCB 会員規約第 5 条に定める付帯サービスの 1 つとして、当社が指定する小田急ポイントサービス加盟店(以下「ポイント加盟店」といいます。)において本特約の規定に従って利用することができるサービスを提供します。

小田急ポイントサービス特約

第 1 条 (特約の目的)

(1)当社は、会員に対し、~~OP クレジット・JCB~~ 会員規約第 5 条に定める付帯サービスの 1 つとして、当社が指定する小田急ポイントサービス加盟店(以下「ポイント加盟店」といいます。)において本特約の規定に従って利用することができるサービスを提供します。

第6条（業務委託）

(2)会員は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。

第8条（特約の変更等）

当社は、本特約の内容を変更する場合は、会員に変更事項を 通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本 特約の変更があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾 するものとします。

<年会費のご案内>

※ 表示金額は税別となります。

	ゴールドカード会員	一般カード会員
本 会 員	10,000円（税別）	500円（税別） ただし初年度は当社が負担します。
家 族 会 員	1名さま分は当社が負担します。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき1,000円（税別）	1名さまにつき100円（税別） ただし初年度は当社が負担します。

第6条（業務委託）

(2)会員は、当社が前項の指定委託先に対する委託業務の範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。

第8条（~~特約の変更等~~本特約およびその改定）

本特約に定めのない事項は、会員規約の規定に準ずるものとします。また、本特約の改定は、会員規約第 52 条「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。

~~当社は、本特約の内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の変更があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとします。~~

<年会費のご案内>

※ 表示金額は税別税込となります。

	ゴールドカード会員	一般カード会員
本 会 員	<u>11,000円（税込）</u>	<u>550円（税込）</u> ただし初年度は当社が負担します。
家 族 会 員	1名さま分は当社が負担します。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき <u>1,100円（税込）</u>	1名さまにつき <u>110円（税込）</u> ただし初年度は当社が負担します。